

国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令新旧対照条文  
 ○国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第三百三十四号）抄

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
附則 1～24 （略） 附則別表		附則 1～24 （略） 附則別表	
平成十三年三月三十一日以前	年五・五パーセント	平成十三年三月三十一日以前	年五・五パーセント
平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	年四・〇パーセント	平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	年四・〇パーセント
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	年一・六パーセント	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	年一・六パーセント
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	年二・三パーセント	平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	年二・三パーセント
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	年二・六パーセント	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	年二・六パーセント
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	年三・〇パーセント	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	年三・〇パーセント
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	年三・二パーセント	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	年三・二パーセント
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	年一・八パーセント	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	年三・二パーセント

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	年一・九パーセント
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年二・〇パーセント
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	年二・二パーセント
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	年二・六パーセント
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	年二・九パーセント
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年三・四パーセント
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	年三・六パーセント
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	年三・九パーセント
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	年四・〇パーセント
平成三十二年四月一日以後	年四・一パーセント